

旭川市農福連携助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者の高齢化や担い手不足が進む中で、農業の担い手の確保と農業者の経営の成長につながる農福連携の取組を推進するため、農福連携の継続的な取組に係る課題抽出及び課題解決に協力する意欲的な農業者に対し、就労継続支援事業所への農作業委託経費の一部を支援する助成金（以下「助成金」という。）を交付するに当たり、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 農産物を生産及び販売する個人、法人又は生産組織
- (2) 事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第14項に規定する就労継続支援を行う就労継続支援事業所
- (3) 施設外就労 農業者のは場等、事業所外で行われる農業生産に係る作業
- (4) 施設内就労 事業所内で行われる農業生産に係る作業

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内で営農かつ住所又は事務所を有する農業者
- (2) 北海道農福連携技術支援者派遣事業（北海道農福連携技術支援者派遣事業実施要領（令和5年11月20日付け経営第882号北海道農政部長通知））を利用し、農福連携技術支援者から農福連携の取組に関して指導・助言を受けた者で、本市が北海道から実施報告書（同要領様式8）の提供を受けることについて同意し、また、支援報告書（同要領様式7）の提供を受けることについて、派遣された農福連携技術支援者の同意を得られる者
- (3) 事業実施年度から市長が必要と認める年度まで、本市が行う農福連携の継続的な取組に係る課題抽出及び課題解決に関する検討へ協力する（農福連携による農作業現場の見学対応及びアンケート調査への回答等を行う）意思のある者

(助成対象事業等)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）及び経費（以下「助

成対象経費」という。)は、別表に掲げるものとする。

(助成金の対象期間)

第5条 助成金の対象期間は、各年度4月1日から3月31日までとする。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、予算の範囲内において交付し、助成対象経費の3分の1以内、かつ同一の助成対象者に対する助成金の上限額は各年度10万円とする。

2 助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 助成対象者は、助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税対応状況申出書(様式第1号の2)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 北海道農福連携技術支援者派遣 実績報告書の提供について(助成対象者用)(様式第3号)
- (4) 北海道農福連携技術支援者派遣 支援報告書の提供について(技術支援者用)(様式第4号)
- (5) その他、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類等の審査並びに必要な応じて行う申請者への聴取及びその他の方法により、当該申請内容を審査し、毎会計年度予算の範囲内において助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、必要な応じて条件を付することができるものとする。

(交付決定等の通知)

第9条 市長は、助成金の交付の可否を決定したときは、交付決定通知書（様式第5号）又は不交付決定通知書（様式第6号）により速やかに通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第10条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定後において、助成対象事業の内容を変更しようとするときには、遅滞なく変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、変更承認通知書（様式第8号）による承認を受けなければならない。ただし、助成対象経費の変更が5分の1以内の増減で、かつ助成金額の変更が5分の1以内の減額である場合は、この限りではない。

2 助成事業者は、助成金の交付決定後において、助成対象事業を中止又は廃止しようとするときは、遅滞なく中止・廃止承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、中止・廃止承認通知書（様式第10号）による承認を受けなければならない。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第11条 市長は、助成金の交付を決定した後において、助成事業者の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別の事情により助成対象事業の全部又は一部を遂行できなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（実績報告）

第12条 助成事業者は、助成対象事業が完了したとき、又は第10条第2項の規定による助成対象事業の廃止の承認を受けたときは、助成対象事業が完了した日若しくは当該廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、当該助成対象事業に関し、実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第11号の2）
- (2) 事業実績書（様式第12号）
- (3) 農作業委託契約書の写し
- (4) 請求書の写し
- (5) 振込依頼書等の写し
- (6) その他、市長が必要と認める書類

2 第7条第2項ただし書に該当する助成対象者は、事業実績報告を行うに当たって、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを助成金から減額して報告しなければならない。

3 助成対象者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により

当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第11号の2）によりその金額を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者はこの限りではない。

- (1) 第7条第2項に規定する消費税等仕入控除額を減額して交付の決定を受けた者
- (2) 前項に規定する報告を実施した者
- (3) 消費税法における納税義務者とならない者（助成金交付申請書提出後に区分を変更している場合を除く。）

（助成金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告書の内容を審査し、当該助成対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第13号）により助成事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付すべき助成金の額が、第8条第1項で決定した交付決定額と相違する場合は、同条による決定を変更し、変更交付決定及び交付額確定通知書（様式第14号）により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第14条 前条の規定により助成金の確定の決定を受けた助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書（様式第15号）により市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による適法な支払請求があったときは、その日から起算して30日以内に助成金を交付する。

（決定の取消し）

第15条 市長は、助成事業者が、この要綱若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違反又は従わないとき、若しくは虚偽の申請、その他不正な行為をしたときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項の規定は、助成対象事業について交付すべき助成金額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による取消しをしたときは、助成事業者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

（助成金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

第17条 助成事業者は、当該助成対象事業に関し、費用の収支その他助成に関する帳簿及び書類等を整備し、当該助成対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならないものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表

助成対象事業	助成対象経費
<p>「北海道農福連携技術支援者派遣事業」を利用し、農福連携に関する専門的な助言・指導を受け、委託契約を締結して取り組む</p> <p>1 事業所への農作業（施設外就労）委託</p> <p>2 事業所への農作業（施設内就労）委託</p> <p>ただし、農福連携の取組に対する派遣を受けた年度又はその翌年度のいずれかで行うことができるものとする。</p>	<p>左記の取組に係る農業者が委託者となり事業所と農作業委託契約を締結して行われる農作業に係る委託料（複数年度に渡って委託契約を結んでいる場合は、申請年度に係る委託料）。</p> <p>ただし、それぞれ次の条件を満たす取組に限る。</p> <p>1 事業所の利用者及び職員がそれぞれ1名以上参加する1日に2時間以上かつ5日以上取組</p> <p>2 1日の委託金額が1,000円以上の作業で20日以上取組</p>